

素案ページ	素案に対する意見等の内容
1	<p>【この計画の重点施策の項目…■の2つめ】</p> <p>■保育の充実と質の向上 → ■教育・保育の充実と質の向上</p> <p>平成30年度に改定された保育指針改でも「幼児教育」の積極的な位置づけが組み込まれている。</p> <p>また、子どもに係る施設として「幼稚園」もあるのでやはり「教育」も入れた方が良いのでは…。</p>
14	<p>【6 地域子育て支援拠点事業】</p> <p>本園の「ちびっこランド」は該当しないのでしょうか？</p> <p>子ども子育て支援事業として、親子交流も含めて実施しています。</p> <p>【7 一時預かり事業 一般型の項目】</p> <p>本園での実施対象ですが、一時的に困難な場合だけでなく「リフレッシュ等」も対象事由として受け入れています。</p>
44	<p>【3 経済的支援の充実の項目】</p> <p>幼稚園教育の振興と保護者負担の軽減を図るため、私立幼稚園が行う入園料及び保育料を減免する就園奨励事業に対し、補助金を交付します。</p> <p>○幼稚園就園奨励費の補助</p> <p>今年10月より幼児教育無償化となっているので、私立幼稚園の保育料を減免するという文面はあわないのでは…。</p> <p>併せて就園奨励費補助事業ですが廃止となっているのではないのでしょうか？</p> <p>《保護者》 負担軽減の無償化 / 《施設》 施設型給付・地域型保育給付での支援ということになるのでは…。</p>
44下段 ～ 45中段	<p>【3 子どもが心身共に健やかに育つ環境づくり】</p> <p>【現状】と【課題】に述べられていることと、【主な施策・事業等】の「1 福祉と教育の連携」で提示される内容や事業が整合しない。</p> <p>実態として、教育支援委員会や指導要録の提出は「子どもにとって有害な環境を浄化し、犯罪等の被害から守る」ことに何ら結びつくものではない。</p> <p>したがって、事業内容からこれらをはすすか、【現状】や【課題】の記述を修正する等の調整が必要と考える。</p>
45上段	<p>【主な施策・事業等】</p> <p>「1 福祉と教育の連携」において、「○幼稚園指導要録の提出」と「○保育所児童保育要録の提出」が示されているが、「書類の提出＝連携」との考えは少々短絡的であるし、そもそも書類提出は単なる事務作業であり、その行為自体を事業として位置付けるには無理があるのではないか。</p> <p>ここで幼保小の連携を謳うのであれば、職員や児童の直接的な交流や活動、あるいは幼保→小への円滑な接続に係る保護者・家庭支援、保育・教育環境の整備等、より具体的・実践的な事業を位置付けるべきと考える。</p>

素案ページ	素案に対する意見等の内容
14	<p>【6 地域子育て支援拠点事業】</p> <p>みどり幼稚園で実施している子ども子育て支援事業の「ちびっこランド」は、記載されていないが該当しないのでしょうか？</p>
62	<p>【保育士の確保について】</p> <p>「子育て支援員の研修」について調べてみましたが、保育事業や一時預かりの保育従事者だけではなく、留守家庭児童会の補助員の研修コースなどもあるので、市としても「子育て支援員」が増えることで助かる部分は多いのではないかと思う。</p> <p>研修については、近くの自治体とも連携して開催した方が良い。</p> <p>人材確保の手段として、子育て支援員の研修の実施を目指すなど、具体的な方向性を明記してはどうか。</p>
64	<p>【2 延長保育事業】</p> <p>量の見込みとして1日5名ということでしたが、現在保育園に在籍している園児で利用が必要だと想定される園児数は何名くらいでしょうか？ 現状での延長保育を必要と想定される人数が知りたいです。</p> <p>前回の会議でも話があったように、実際に利用する園児が少ない、もしくは居ないのであれば保育士不足の現状から考えると、18時30分までの利用時間でも良いのではないかと。</p>